

耐震改修工事に最大80万円

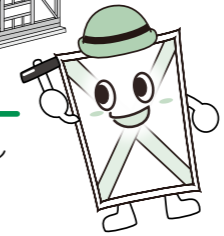
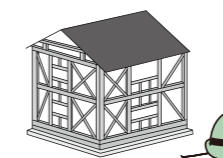
木造住宅の耐震化を支援します！

昭和56年以前の木造住宅は、強い地震が起きた際、倒壊するおそれがあります。木造住宅の耐震化は、生命や財産を守るためだけでなく、避難道や屋外へ避難する時間を確保するなど被害を最小限に抑えるために重要です。

市では、安心安全なまちづくりの一環として木造住宅の耐震化の支援を行っています。

耐震化までの流れ

- ステップ1 耐震診断をする**
地震に対する安全性を評価します。地震時に倒壊の危機に陥ることが無いかを調査、判定します。
- ステップ2 補強計画を立てる**
耐震診断に基づき、どんな補強をし、どれくらい強くするかを検討します。
- ステップ3 耐震改修をする**
地震に対する安全性の向上を目的として、補強工事を行います。



補助対象の住宅

- 昭和56年5月31日以前の建物
- 木造住宅（在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法）
- 3階建て以下の1戸建て住宅（面積の2分の1以上を住宅に供する併用住宅も可）

※その他詳しい条件についてはお問い合わせください。

市の支援内容

- 耐震診断と補強計画、耐震改修について補助を行います。

1 耐震診断と補強計画

- 診断士の派遣と費用の補助を行います。
- 【募集戸数】 診断と計画合わせて30戸
- 【補助内容】
- 個人負担額
- 耐震診断 5,000円
- 補強計画 5,000円
- ※今年度から変更となります。
- 【募集期間】 4月25日(月)から随時受付
- ※募集戸数に達し次第終了

2 耐震改修工事

- 改修工事にかかる費用の補助を行います。
- 【募集戸数】 耐震改修 5戸
- 【補助内容】
- 補助金額 最大80万円
- (耐震改修工事費の23%以内)
- ※今年度から変更となります。

【対象となる工事例】

- ①屋根の軽量化
- ②耐震壁の新設・改修
- ③基礎の補強

【募集期間】

4月25日(月)～5月6日(金)
※申し込みが多数の場合は5月中旬に公開抽選予定。
※申込用紙は4月25日(月)から配布します。市ホームページでも掲載します。

問合せ・申込先
住宅政策課
☎ 22-8141

定住促進住宅改修等支援事業

敦賀での定住を支援します！

市では、移住・定住の促進と空き家対策として、住宅改修等支援事業を行います。「ふるさと敦賀にかえって来よう」「両親が住む敦賀で一緒に暮らそう」と、敦賀に移住・定住を考えている方が皆さんの周りでしたら、ぜひこの制度をご紹介ください。



3世代ファミリー 定住支援事業

市外で暮らす子育て世帯の方が親世帯と暮らすために、住宅の取得やリフォーム等に係る費用に対して補助を行います。



U・Iターン者 空き家住まい支援事業

U・Iターン者を対象に、空き家の購入費用や、購入・賃借した空き家をリフォームするための費用について補助を行います。

事業	補助対象	補助金額	受付
3世代ファミリー 定住支援事業	住宅取得補助	取得金額の2分の1 (上限40万円) ※土地代を除く ※敷地面積が200㎡以上で「近居」の場合、上限50万円	4月25日(月)～住宅政策課(先着順) ※申請が予算額に達し次第終了します。 問合せ・申込先 住宅政策課 ☎ 22-8141
	住宅リフォーム補助	対象工事費の2分の1 (上限80万円)	
空き家住まい支援事業	空き家購入補助	空き家購入金額の3分の1 (上限50万円) ※土地代を除く	
	空き家リフォーム補助	対象工事費の3分の1 (上限50万円)	

※「新築」や「リフォーム」は交付決定の前に着工したもの、「購入」は4月25日以前に購入したものは対象となりません。
※「リフォーム」は、カーテン・家具等の備品、電化製品の設置、外構工事等は対象となりません。
※「リフォーム補助」対象工事費は、20万円以上に限りません。
※その他詳しい条件については、市ホームページ(<http://www.city.tsuruga.lg.jp/>)をご覧ください。